

公立大学法人埼玉県立大学寄附金等取扱規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 5 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における寄附金又は研究助成金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、寄附金とは、次の各号に掲げる目的のために寄附される現金及び有価証券をいう。

- 一 教育及び研究の支援
- 二 学生の支援
- 三 国際交流の支援
- 四 地域貢献の支援
- 五 その他大学の活動の支援

2 この規程において、研究助成金とは、教職員が職務として行う学術研究のために研究助成団体への応募申請等を行ったことに基づいて採択され、当該研究助成団体から当該教職員に支給される現金のうち、研究助成団体等の公募要件等において、法人口座への振込が明記されているものをいう。

(受入れ制限)

第 3 条 次に掲げる条件が付されているときは、これを受入れることができない。

- 一 寄附金又は研究助成金（以下「寄附金等」という。）により取得した財産を無償で寄附者又は研究助成団体に譲与すること。
- 二 寄附金等による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他知的財産権を寄附者若しくは研究助成団体に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金による研究の成果を寄附者に報告（簡易と認められるものを除く。）すること。
- 四 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- 五 寄附申込後、寄附者の意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 六 寄附金等を受入れることによって財政負担を伴うもの。ただし、大学の既定予算で賄える場合は、この限りではない。
- 七 その他理事長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 次に掲げる者からの寄附金については、受入れを認めず、又は收受した寄附金を返還する。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 3 条第 2 項にいう暴力団関係者をいう。）

(寄附金の申込み)

第 4 条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、寄附金の申込みについて、必要と認めるときは、別に定めることができるものとする。

(研究助成金の寄附)

第 4 条の 2 研究助成金の採択を受けた教職員は、これを法人に寄附するものとする。

2 研究助成団体からの採択通知を教職員が受領したことをもって、当該教職員から法人への当該研究助成金の寄附の申込みがあったものとみなす。

(受入れの決定)

第 5 条 寄附金等の受入れの決定は、理事長が行う。

- 2 寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者へ寄附金受入通知書（様式第2号）を送付する。
- 3 研究助成金の受入れを決定したときは、請求書（様式第2-2号）を研究助成団体へ送付する。
- 4 理事長は、受入れの決定について、必要がないと認めるときは、前2項の手続きを省略することができる。

（寄附金領収証の送付）

第6条 理事長は、寄附金の納付を確認したときは、寄附者に対し寄附金領収証（様式第3号）を送付するものとする。

（間接経費）

第7条 研究助成金を受け入れる場合、研究経費の総額の10パーセントに相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。ただし、公募要件に規定されている等のために、間接経費を措置できない研究助成金については、この限りではない。

（研究助成金の使途の変更、移替え）

第8条 研究助成金は、原則として、当該研究における研究代表者以外の者が使用してはならない。ただし、間接経費として受け入れた金額は除く。

- 2 研究助成金の使用にあたっては、研究助成団体等の公募要件等の規定を遵守しなければならない。
- 3 研究助成金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合は、第一項の規定にかかわらず、研究助成金の使途の変更等を行い、研究代表者以外の者が使用することができる。
- 4 研究助成金を寄附した教職員が他の大学その他の研究機関等に異動する場合、理事長は、あらかじめ研究助成団体の同意を得た上で、当該教職員の異動先に研究助成金の残額を移し替えることができる。
- 5 前項において、当該教職員の異動先で研究助成金の機関管理がなされていない場合、理事長は、あらかじめ研究助成団体の同意を得た上で、当該教職員に研究助成金の残額を移し替えることができる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（経過措置）

この規程の施行の際、第2条第2項に規定する研究助成金の採択を受けている教職員のうち、この規程の施行日以降に当該研究助成金が振り込まれる者については、本規程を適用する。

寄 附 金 申 込 書

年 月 日

（あて先）
公立大学法人埼玉県立大学理事長

寄附申込者 郵便番号 ー
住 所
電話番号
氏 名
（法人・団体にあつては、法人・団体名、職名及び氏名）

下記のとおり寄附を申込みます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的
教育及び研究の支援、学生の支援、国際交流の支援、地域貢献の支援、その他大学の活動の支援
※使途を特定するときは内容をご記入ください。
- 3 寄附の条件 なし
- 4 本学との関係（いずれかを○で囲み、記載事項があれば記載してください。）
①卒業生・修了生 ②在学生・卒業生の保護者（後援会） ③一般の方
④法人・団体（企業等） ⑤本学の教職員（退職者を含む）⑥その他の方（ ）
※①卒業生・修了生、②在学生・卒業生の保護者の方は、卒業年（学年）・学科等をご記入ください。
（ ）
- 5 連絡先（法人・団体の場合のみ）
（1）担当部署
（2）職・氏名
（3）電話番号
- 6 その他

寄附金受入通知書

第 年 月 日 号

寄附申込者 様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

年 月 日付けでお申込みいただきました寄附金につきましては、ありがたくお受けいたします。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 寄附の目的
- 3 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 口座種別
 - (4) 口座番号
 - (5) 口座名義

請求書

第 号
年 月 日

研究助成団体 様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

下記のとおりお納めくださいますようお願いいたします。
なお、誠に恐縮ですが、振込手数料は御負担ください。

記

1 金 額： 金 円

2 納入期限：

3 研究助成金の場合の事項

件 名：

研究代表者：

研究題目：

4 振込先

（1）金融機関名

（2）支店名

（3）口座種別

（4）口座番号

（5）口座名義

寄 附 金 領 収 書

住 所
氏 名 様

寄附金額 金 円

上記のとおり寄附金を受領しました。

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

- （注）1．この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
- 2．上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。